



2026年5月19日

各 位

会 社 名 株式会社アイキューブドシステムズ
代 表 者 名 代表取締役執行役員社長 CEO 佐々木 勉
(コード番号：4495 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役執行役員管理本部長 CFO 坂田 崇典
(TEL. 092-552-4358)

「株式付与E S O P信託」の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、所定の要件を充足する当社の従業員（以下、「従業員」という。）を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下、「本制度」という。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

(1) 当社は、中長期的な業績向上と企業価値の最大化を図るべく、従業員の貢献意欲を一層醸成することを目的として、本制度を導入します。

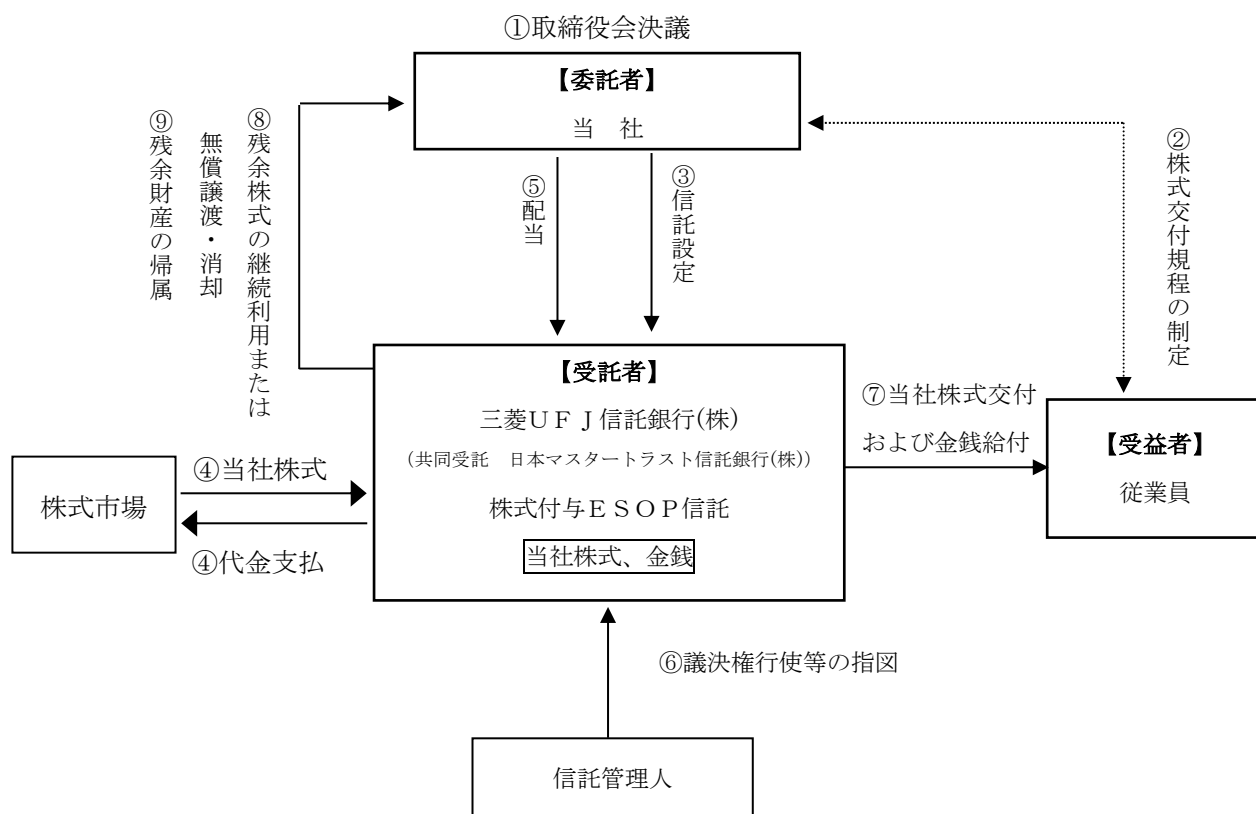
(2) 本制度では、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、「E S O P信託」という。）と称される仕組みを採用します。

E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、予め定める株式交付規程に基づき、E S O P信託から、当該信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を、受益者要件を充足する従業員に交付および給付（以下、「交付等」という。）するものです。なお、E S O P信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

(3) E S O P信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるとともに、株価を意識した業務遂行を促すと同時に、勤労意欲を高める効果が期待できます。

また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、受益者候補である従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関し、取締役会の決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、金銭を受託者に拠出し、受益者要件を充足する従業員を受益者とするESOP信託を設定します。
- ④ ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得します。
- ⑤ ESOP信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ ESOP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑦ 信託期間中、株式交付規程に従い、従業員に対してポイントが付与されます。従業員が受益者要件を充足した場合、ESOP信託から、当該ポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。
- ⑧ 信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブ・プランとしてESOP信託を継続利用することができます。ESOP信託を継続せず終了する場合は、当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 信託期間満了時に生じたESOP信託内の当社株式に係る配当金等の残余金銭は、ESOP信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了によりESOP信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 信託期間中、ESOP信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用等の支払いに不足する可能性が生じた場合には、ESOP信託に追加で金銭を信託することがあります。

(ご参考) 信託契約の内容

- ① 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ② 信託の目的 従業員に対するインセンティブの付与
- ③ 委託者 当社
- ④ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ⑤ 受益者 従業員のうち受益者要件を充足する者
- ⑥ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ⑦ 信託契約日 2026年5月27日（予定）
- ⑧ 信託の期間 2026年5月27日～2029年5月31日（予定）
- ⑨ 制度開始日 2026年5月27日（予定）
- ⑩ 議決権行使 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。
- ⑪ 取得株式の種類 当社普通株式
- ⑫ 取得株式の総額 30,000,000円
- ⑬ 株式の取得時期 2026年5月28日 ～ 2026年6月12日
- ⑭ 株式取得方法 株式市場から取得
- ⑮ 帰属権利者 当社
- ⑯ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

以上